

令和3年 4月23日

市外の保育所等を利用している  
お子様の保護者の皆様へ

川崎市 こども未来局  
子育て推進部 保育対策課

## 利用状況届（利用継続手続き）について

本市では、認可保育所等を利用している方の利用継続の手続きとして、子ども・子育て支援法第22条に基づき、年1回、保護者の保育の必要性を確認するため、「利用状況届」の提出を求めています。

つきましては、次のとおり書類の御提出をお願いいたします。

### 1 提出が必要となる方

川崎市内に在住し、令和2年度（令和3年3月以前）から引き続き、保育所等に入所されている方 ※令和3年4月新規入所（転園含む）の方は提出不要です。

### 2 利用継続手続きに必要な書類等（川崎市ホームページからダウンロード可能です。）

① 利用状況届（保護者の方に御記入いただきます。）

② 保育を必要とすることを証明する書類

保育を必要とする事由により書類が異なります。雇用主等に記入を依頼していただくものもあります。※保育を必要とする事由は、本市発行の支給認定証または教育・保育給付認定決定通知書に記載しています。

保護者の方の 保育を必要とする事由	必要な提出書類等
就労	・就労証明書（令和3年4月1日以降に雇用主が証明したもの）
就労（自営）	・就労状況申告書（令和3年4月1日以降のもの） ・自営の証明書類(写し)（直近の確定申告書(写し)、営業許可証(写し)、開業届(写し)等）
疾病・負傷等	・疾病・障害状況申告書、診断書
心身障害	・疾病・障害状況申告書、障害者手帳(写し) ※障害者手帳とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をいいます。
介護	・介護状況申告書 ・要介護者の診断書、障害者手帳(写し)、介護保険証(写し)のいずれか
就学	・在学証明書（令和3年4月1日以降のもの） ・時間割、スケジュール表のいずれか
求職活動中	なし（ただし、2か月間の保育所等利用となり、状況が変わらない場合は、原則、退所となります。）
妊娠・出産 （就労中の方は除く）	・母子健康手帳（写し） ※出産予定日の確認できるページの写し

裏面に続く

### 3 提出期限、提出先

※複数のお子様が入所されている場合は、世帯で1部のみ御提出ください。

**令和3年 5月24日(月) まで**

川崎市こども未来局保育対策課

利用状況届担当 宛てに郵送してください。

締切後の提出については、お住まいの区の区役所児童家庭課・地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当まで御提出ください。(郵送可)

#### <送付先>

川崎市こども未来局保育対策課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市こども未来局保育対策課 利用状況届 担当

#### 【問い合わせ先】

川崎区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課 TEL：044-201-3219  
〒210-8570 川崎区東田町8

大師地区健康福祉ステーション 児童家庭サービス担当 TEL：044-271-0150  
〒210-0812 川崎区東門前 2-1-1

田島地区健康福祉ステーション 児童家庭サービス担当 TEL：044-322-1999  
〒210-0852 川崎区鋼管通 2-3-7

幸区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課 TEL：044-556-6688  
〒212-8570 幸区戸手本町 1-11-1

中原区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課 TEL：044-744-3263  
〒211-8570 中原区小杉町 3-245

高津区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課 TEL：044-861-3250  
〒213-8570 高津区下作延 2-8-1

宮前区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課 TEL：044-856-3258  
〒216-8570 宮前区宮前平 2-20-5

多摩区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課 TEL：044-935-3297  
〒214-8570 多摩区登戸 1775-1

麻生区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課 TEL：044-965-5158  
〒215-8570 麻生区万福寺 1-5-1

こども未来局 子育て推進部 保育対策課 TEL：044-200-3727